

平成19年度第2回四街道市市民参加推進評価委員会議事録

【開催日時等】

- 開催日時：平成19年10月29日（月）18：00～20：40
- 場 所：四街道市庁舎第1委員会室
- 出席者：出石委員長、中嶋委員長職務代理、大倉委員、栗原委員、佐々木委員、永澤委員、三木委員、宮原委員
（事務局）
林田経営企画部参事、鶴澤政策推進課長、吉橋市民活動推進室長、庄嶋主査補、仲田副主査
（議題1関係のみ）竹内自治防災課長、荻野副主幹

【議 題】

- 1 平成19年度第1回の市民提案に対する市の考え方について
- 2 市民参加条例運用の評価方法について
- 3 その他
 - (1) 平成19年度市民参加手続の実施予定について
 - (2) 平成19年度第2回の市民提案を受け付ける期間及び場所について

【配布資料】

- 1 四街道市市民参加条例に基づく市民提案について（諮問）
- 2 市民提案検討結果通知書（案）
- 3 市民参加条例運用の評価方法（案）の概要
- 4 評価方法検討資料1（みそら団地から物井駅東口への新設道路の整備計画の策定）
- 5 評価方法検討資料2（市民協働制度導入のための指針の策定）
- 6 平成19年度市民参加手続の実施予定一覧（平成19年10月29日現在）
- 7 平成19年度第2回の市民提案を受け付ける期間及び場所について

【議事概要】

- 1 平成19年度第1回の市民提案に対する市の考え方について
市民提案に対する市の考え方については承認することとされた。また、市の考えを市民に示す際には、市民が理解しやすくなるような資料を追加すること、提案の内容を精査し、「提案」と「意見・要望」を区別することとされた。
- 2 市民参加条例運用の評価方法について
本日の審議を踏まえて事務局が案を検討したものを、次回もう一度審議することとされた。
- 3 その他
 - (1) 平成19年度市民参加手続の実施予定について
事務局から、第1回委員会での審議に基づき公表した市民参加手続の実施予定に変更が生じている旨報告された。

(2) 平成19年度第2回の市民提案を受け付ける期間及び場所について

事務局から、平成19年度第2回の市民提案を、受け付け場所を政策推進課として、12月10日から20年1月10日まで受け付ける予定であると報告された。

(3) 第3回委員会の開催時期について

第3回の委員会を20年2月下旬から3月上旬に開催する予定とし、年内に日程調整を行うこととされた。

【会議経過】

(吉橋室長)

本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。只今より、平成19年度第2回四街道市市民参加推進評価委員会を開会させていただきます。始めに、出石委員長からご挨拶をお願いいたします。

(委員長)

皆さん今晚は。委員長の出石です。市民参加推進評価委員会の第1回が6月28日でしたから、その後4ヶ月経ちました。今日は第2回目ですけれども、議題に市民提案が出ておりまして、市民提案に対する市長からの諮問に対して、いよいよこの委員会で審議をすることになります。非常に重要な会議になりますので、本日は、よろしくをお願いいたします。

(吉橋室長)

ありがとうございました。それでは、これより議事に入ります。四街道市市民参加条例施行規則第9条第1項で、委員長が議長となることになっておりますので、出石委員長に議長をお願いいたします。

(委員長)

それでは、本日の議題は、大きく2つあります。順次、進めてまいりますけれども、その前に資料の確認はよろしいですか。

(吉橋室長)

失礼しました。大変遅くなって申し訳ありませんが、第1回委員会の議事録を今回配付させていただきましたので、1週間から10日程度でご確認いただき、特にご異存がなければ、これで確定させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

では、資料の確認をさせていただきます。

- － 資料確認 －
- － 事務局等紹介 －

それでは、委員長、よろしくをお願いいたします。

(委員長)

1点確認ですが、委員は、議事録を事前にご覧になっておりますか。

(吉橋室長)

配ってはいません。今回初めてです。

(委員長)

それでは、事務局から説明がありましたように、今回はこれを1週間から10日の間でご確認いただき、訂正等がありましたら事務局に申し出ていただくことにしますが、先ほど言いましたよ

うに、4ヶ月前の内容を今見ても忘れてしまっていると思いますので、今回以降は、会議が終わってまとまったら、各委員にどういう形でも結構ですから流していただいて、そこで確認をとってください。次回の会議当日に最終確認でも構いません。一番いいのは事前に確認を取って、次の会議には配付するだけにしておくことです。

(吉橋室長)

分かりました。

(委員長)

それでは、議事に入ってまいります。今説明のありました資料 No. 1、市民提案の検討の資料ですが、この中に提案者の個人情報が入っております。この会議は公開ですが、個人情報について審議する場合は、非公開にすることもできることになっています。1つだけですが個人情報がありますので、これについてどうするかということですが、この市民提案の検討については、個人情報自体を審議するものではありません。提案者のことを審議するわけではなく提案の内容について審議します。従いまして、傍聴者が今日いらっしゃるかどうかはあとで確認しますが、傍聴者がいらっしゃる場合についても、傍聴者に対してはその個人情報部分を伏せることで、この会議は公開にしたいと考えております。まずそれでよろしいでしょうか。併せて、傍聴者がいらっしゃる場合は、発言の中でその提案者の名前は読まないよう、皆さんにご配慮いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

— 各委員（了解） —

(委員長)

ご異議ないようですので、そのようにさせていただきます。では、本日の会議は公開ということにさせていただきます。

(委員長)

傍聴者がいらっしゃいましたら入室させてください。

(仲田)

いらっしゃいません。

(中畠委員)

今の件に関してですが、市民提案の検討について配られる資料に提案代表者名を付す必要があるのかと感じたのですが、審議するのに差し支えがなければ、伏せた形で資料を作成して配っていただいたほうがいいのかと思います。私は、四街道市民ではないので、お名前とか見ても「この方だ」と思うことはありませんが、市民委員の方の場合、もしかしたら「この方だ」と見てしまうかも知れないので、そのことはどのようにお考えでしょうか。

(委員長)

皆さん、いかがでしょうか。事前に事務局と私のほうで話をした中では、一般的には伏せないことが多いので、委員会としては、敢えて審議する内容について伏せる必要はないだろうということになりました。委員会の位置づけとしては、伏せる必要はないけれども、傍聴者に対しては、そこは伏せましょうという話をしました。議会などでは、一般的に、このようにしているようです。ただ、中畠委員のおっしゃるように、今回の案件では、名前は審議に全く影響しません。しかし、市民として名前が分かると、かえって審議に支障を生ずる場合も確かにあり得ます。個人情報

報という問題以前に、知っている人の提案、まして非常に関係の深い方の提案が出てきたときに、公正な審議ができるかという議論が出てきます。特に市民委員の皆様にお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

(栗原委員)

事務局の方にお尋ねしたいのですが、この市民提案をこの推進評価委員会の中で審議するということは、具体的にどこの内容までこの委員会の中で審議していくべきだとお考えですか。要するに、この市民提案が市民提案として相応しい、取り上げなければいけない問題なのか、市に対する一般的な単なる意見であったり、あるいは市への要望であったりして、これは市民提案にそぐわないのではないのか、これが本当に政策提案であるのかということ、この審議会のこの場で、変な話ですけども、○か×みたいな形で求めるものですか。それとも、我々は、市民提案として上がってきたものを、今回の回答の原案が事務局のほうから入っておりますけれども、その内容についてのみ審議をして、コメントを付して、残りは行政機関のほうで判断を下すのですか。この審議会の役割は、審議会の中でこの市民提案をどのように取り扱うのかということが明確にならないと、例えば今回の個人名についてもそうですが、将来的にこれが予算を伴う大きな政策として取り上げてきた場合に、内容を公の場で全て開示すべきものとして考えておられたのか、そういうことも含めて、この中で私達が議論していくべき事柄がどのように扱われていくのかというのが分からないと、委員として、例えば今回の名前の件にしてもそうですし、これからおそらくこれについて議論をしていくわけですが、市のほうで出されたコメントが良いか悪いかとか、そのようなことだけを審議すべきなのか、どの程度お考えなのかということをお伺いしたいのです。

(委員長)

丁度、三木委員が来られました。重要な意見が出ていましたので、もう一回栗原委員の質問を確認すると、今日の一番目の議題になっている市民提案制度について、この委員会の関わり方ですが、それこそ市民提案の是非の判断までするのか、それとも市の機関がそれに対しての考え方を示す、それについての論議もするのか、もっと他にもあるのかということも含めて、委員会として市民提案に対しての関与の仕方・関わり方はどのような位置を持つのかを確認したいということによろしいですか。

(栗原委員)

はい。

(委員長)

事務局の考え方をお願いします。

(鵜澤課長)

私ども事務局の考え方といたしましては、市民提案が届いた時点で、例えば、市役所の内部で、「まるっきり関係ない。」というような案件であれば、そのような意見を付してこちらにお諮りするというような形になるのかなと考えております。そういった意味合いでは、是非を含めて1から委員会というよりは、一旦市のフィルターを通した形の考え方はこのようになっておりますというような形で、こちらの俎上にのせさせていただきます。その前提の上でご議論いただいて、市の考え方がおかしいと思えばそのようなご指摘があるでしょうから、そういった意味合いで、是非にわたる場合もありうるのかもしれませんが、事務局といたしましては、市民提案が出てきた場合に、要件の30名に満たないようなものは機械的に門前払いにいたしますけれども、それ以外

の要件を満たしているものについては、これについての市としての考え方を、例えば、門前払いすべきだという意見を付して、一旦こちらに上げるというような形になろうかというふうに理解しております。

(委員長)

条例の13条の3項をご覧ください。読み上げると、「市の機関は第1項の規定により行われた市民提案についての検討を終えたときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を当該市民提案の代表者に通知するとともに、公表するものとする。」となっていて、本則では、端的に言えば、市の機関に決定する権限があります。次に、14条の2項に、市民参加推進評価委員会のほうで、市長の諮問に応じて調査、審査する項目の中の第3号に「市民提案手続に基づく市民提案に関すること」とあります。しかし、この条例は、その先が明確に書いてありません。条例自体に難しいところがあるのですが、これを解釈すると、ある意味この委員会は何を言ってもいい、ただ最終的に決めるのは、委員会の意見を参考にして、市の機関、今回で言えば市長が決めるということになっています。従って、私自身もそんなに何を言ってもいいとか、逆に言えば、是非まで言ってもいいのかということ、ここでは限定しないで言ってもいいと思います。ただ、それなりの事務局の見解が示されますので、それらを踏まえて、委員会としてはどうあるべきかということ、無責任になってはいけませんけれども、市へ答申する、それを踏まえて最終的には市が決定するということがいいのではないかと思います。他の方は今の考え方でよろしいですか。

(大倉委員)

市のいろいろな審議会ですと、普通、市長から審議会に対して諮問願いとありますが、そのようなもので、今回こういう件を諮問するので答申してくださいというのが出てくるものだと思っていましたが。

(委員長)

最後にあります。

(大倉委員)

これに従っていけばいいのではないかと私は思います。

(委員長)

これに対して答申をするということです。

それでは、中身に入っていきたいと思います。まず、議事の一つ目、平成19年度第1回市民提案に対する市の考え方についてですが、名前を消すことについて、先ほど結論が出ていませんでした。審議に必要な個人情報、市民の個人情報でもありますので、市民委員がいらしゃることも踏まえて、今後は伏せるということでよろしいですか。

(栗原委員)

私も伏せるという方向で考えておりますが、地域性に関わるような提案が出た場合を考えると、四街道市みそら地区、あるいは大日地区であるとか、そのくらいのエリアまでできれば表示していただきたいとも思っております。

(委員長)

審議に必要な個人情報については伏せて、その他はその都度事務局と相談してということで、事務局の方、よろしいでしょうか。

(事務局)

はい。

(委員長)

それでは議事(1)の19年度第1回の市民提案に対する市の考え方について、事務局から説明をお願いします。

(鵜澤課長)

只今、大倉委員からご指摘がございましたけれども、まず諮問書が出ております。「四街道市市民参加条例に基づく市民提案について平成19年度の第1回市民提案に対する市の考え方について諮問します。」ということで、市の考え方についてのご検討をよろしくお願ひしたいということになります。

お手元に資料1をご用意いただきたいと存じます。実際のご提案につきましては、5ページ目、こちらが市民の方からご提案いただいた実際の提案書ということになります。政策等の案の名称は「不適切な助成金の拠出を廃止」でございます。

これにつきましては、趣旨がこれだけでは不明な点があったものですから、私どものほうで市民提案の趣旨を追加で口頭確認させていただいたものをまとめたメモが、1枚間に挟んでおりますが、7ページ目のところがございます。確認しましたところ、自治会を対象とした補助制度について所期の目的に沿った運用がなされているか、検証精査し、趣旨に沿わない補助事業は廃止することを提案する、それから、事業の廃止による財源を福祉事業に充てることまでは提案の範囲ではない、というようなところを確認させていただいております。

「不適切な助成金の拠出を廃止」という項目だけだと、話が分かりにくいということもあろうかと思っておりますので、6ページ目をご覧いただきたいと思っております。こちらは提案者の方がご自身でお作りになったペーパーということで、市が作ったものではございません。提案者の作成ペーパーでございます。具体的に申し上げますと、こちらの関係する自治会では、自治会の親睦事業としてバス旅行を実施しているが、実態として199世帯303名でのリピート参加というふうになっているということだそうでございます。第2段落目になりますが、世帯数比で申しますと599分の199ですから、大体3割強、3分の1ぐらい、会員数との対比では1722分の303、2割弱ということで、下から2段目のところ、一部の人間しか恩恵を被らない事業に貴重な税金を助成金として拠出する政策は不適当ではないかというような考えが端緒となった、と聞き取ったところでございます。

これに対する市の考え方を整理させていただいたものが、資料No.1の2ページ目のところにあります。回答をご説明する前に3ページ目、まず市のほうで区や自治会に対して持っております主な助成制度をリストにしてございます。市民自治組織助成金、それから、ふるさとづくり事業助成金、地区集会所等建設費補助金、行政連絡事業交付金、防災対策事業助成金ということで、5本、区や自治会に対する助成制度がございます。このうち、具体的に今回の提案に直接かかっているのは、2つ目のふるさとづくり事業助成金ということになります。これにつきましては、一枚後ろに要綱がございますが、概略を申し上げますと、市民自治組織等がコミュニティ育成のために実施する次の事業に要する経費ということで、伝統的行事、連帯感を深めるためのスポーツ・文化・レクリエーション事業というものが対象事業として位置付けられておりまして、補助率は対象事業費の1/3、限度額は1件5万円、各団体組織につき2事業まで、という条件のもとで交付される枠組みの事業になっております。

事前に制度のほうをご理解いただいたところで、2ページ目の市民提案に対する市の考え方をご

説明させていただきます。2 ページ目を読み上げる形で申し上げます。

(2 ページ目 読み上げ)

なお、この提案に係る自治会の年間事業計画の中で位置付けられているバス事業であることにつきましては、自治会の総会資料などで確認済みでございます。私からの説明は以上でございます。

なお、提案に係る署名 30 人以上につきましては、事務局で人数を超えていることを確認しております。必要があれば署名簿の供覧等も可能でございますが、先程のご議論ですと、私どもの確認を信頼していただけるのであれば、供覧までは今の段階では差し控えようと思っておりますが、ご指示いただければと思います。以上でございます。

(委員長)

回覧はしなくてもいいでしょう。因みに署名は 30 名以上が要件ですが、何名ぐらいでしょうか。

(吉橋室長)

署名数は 43 名でございますが、提案書が提出される時に筆跡が似たものがありましたので、提案代表者に確認しましたところ、自署ということを知らないで同じ人が書いたというのが 6 件ありまして、有効数は 37 と考えております。以上です。

(委員長)

只今事務局から説明がありましたが、これにつきまして、ご質問ご意見等がありましたらお願いいたします。

(大倉委員)

今回、この提案を出されたのは一自治会の方ですね。多くの自治会が四街道にあります。だから、これを欲しいという人もいます。それを皆に行き渡らないから福祉のようなものに使いなさいというようなご提案のように思います。この文章の真ん中からちょっと上あたりに、「自治会などの地域コミュニティが衰退しているといわれているが、」とありますが、一概に衰退だけで収まるわけではなく、私は、地域によっては活発に発展しているところもあると思います。だから、この文章は、ちょっと表に出ると、全部が衰退しているように思われるというふうに、私は、そう感じました。

それから、ずっと下のほうにあって下から 3 行目のところで、「現意義の薄れた補助金や補助効果の乏しい補助金などについて計画的に見直しを行っている」ということですが、この見直しについての中間報告とか、そういうものはございますか。

(鵜澤課長)

これにつきましては、補助金の整理、合理化というのは、毎年の予算の編成方針などでも掲げつつ、各年度、財政担当部局で、併せて事業効果が本当にあるのかないのか、ヒアリングをしながら詰めているというような形になっております。基本的には新規の補助金ではなく、サンセットしたもので新たに補助金を作るとかは絞りますので、そういったものを一覧にして整理したものがあかどうか、私どもで確認して、次回の委員会の際までにご報告できるように努力したいと思います。

(委員長)

よろしいですか。

(大倉委員)

先に言った「地域のコミュニティが衰退」というのは一概に言えないと思います。市のほうでどういうふうに解釈されてこういう言葉が出てきたのでしょうか。

(鵜澤課長)

まさしく一般論としてのコメントとして入れさせていただいたという意味合いでは、実際に地域活動が非常に盛んな地域もあるというのも一方の真実であると理解はしております。ただその一方で、強くなっていると思われる自治会の数と、弱くなっていると思われる自治会の数でいえば、相対でいうと、弱くなっている自治会のほうが多い、あるいは意見交換会などで市内各地域を廻らせていただいた我々の感触の中でも、今は活発にやっているけれども、そういった自治会でも後継者の問題ですとか、また参加していただく仲間の問題ですとか、意見も多数いただいたものですから、そういった意味合いでは、一般論として地域コミュニティが昔に比べれば弱くなっているというような認識を標準的なものとして書いたわけですが、全てが衰退しているわけではないというご指摘は真実なところがございますので、ここの部分の表現ぶりはもう一段工夫をしてみたいというふうに思います。

(大倉委員)

一般論として衰退しているということですね。

(委員長)

これは確かに全国的な傾向ですね。ここで事務局が言いたいのは、そういう状況がある中で、しかしながら、地域をさらに活性化させていくためには、特に四街道ではこの補助金を使うことに意義があるのだと、それを導き出すための前段ですね。言葉は少し整理してもらいたいと思います。その他いかがですか。

(永澤委員)

私の自治会でも伝統行事として盆踊りなどもありますから、バス旅行もあったのかなと思います。これは計算してみると1人500円ぐらいで気持ちの問題です。自治会の数が78ぐらいありますから、全体では78かける5万で、相当な金額になります。ただ、提案者の37名の方は、バス旅行に行かない人なのでしょう。だから時々思い出してこういう意見を言うのでしょうかけれど、気持ちの問題です。バツサリ切ってしまうというのはどうかと思います。例えば、貧乏人のお母さんというのは、小遣いは小さいのを沢山くれます。それと同じように財政が苦しくても、小銭はやっぱり効果的に使ったらいいと思います。我が家では、そういう精神で子育てしてきましたので、「自動車を買え」といっても、大きなものは買いません。自転車などは買う、買うといって半年も1年も伸ばしてしまいます。子どもの時代は、あれをポンポン買ってしまおうと不良になります。だから、買うとは言いながらも3ヶ月6ヶ月延ばすことによって、子どもたちは我が家のお金を使うレベルというか、規模とか家庭の事情というのを子どもながらに理解すると思うのです。話はちょっと違いますけれど、要するに僕は、こういうのは目くらまして削るのではなくて、あなたもバス旅行に行きなさいと言いたいのです。そのうち5万が10万になると困ります。規模が大きくなったらそれは自分で出さなさいと言いたいのです。僕は、この委員に応募した時に、自分のことは自分ですと思いました。500円では弁当を一つ買えないぐらいです。四街道市ではこんな暖かいことをしています。だから、そういうことはあまり忠言してくれるなと思います。私の個人的な感想です。

(委員長)

今のは、意見としてですか。

(永澤委員)

はい、意見です。

(宮原委員)

僕は、こういうのを出されますと、常に相手の立場を考えます。30 何名かの署名を集めて提案を出してきたわけです。それで、「この補助金などについて計画書の見直しを行っているところです。」という文面の回答を出すとして、僕が相手の立場に立ったら、「どういうところで、どのように見直しをしていますか。それを公開してください。」と、こう言ってくると思います。その辺の準備とか用意があるのかどうかです。先程の意見もありましたように、こんな暖かい補助を、自分も参加すれば良いじゃないかというようなことなのですけれども、この方は見ていると、こういうことを言ってくるということ自体、僕がさっき言ったような危険性もあるわけです。その辺のところをしっかりと踏まえて、この意見書を出すというようなことを考えてもらいたいです。そうしませんと、ちょっと大事になる可能性もあると思います。

(委員長)

今、宮原委員がおっしゃられたことの確認ですが、多分、最後の 4 行についてのお話をいただいたと思います。まず、この議論の大前提としては、バス旅行の補助金を切るということではなくて、ふるさとづくり事業助成金のことなのです。これは、バス旅行だけではなくて、1 組織 2 事業まで 1/3 の補助金が出ます。提案は、それ自体を切るということになっていくのですけれども、そういうものなのかどうか、その議論が 1 点と、それから今、宮原委員の言った最後、先程大倉委員からもご意見がありましたが、それとは別に全体の補助金の見直しの状況について、整理の段階でここに書くかはともかくとして、こういうことをやっていますということを、提案者に対してとか、市民一般に知らしめるべきかどうかということによろしいでしょうか。

(宮原委員)

このままで良いのですが、もし相手が言ってきた場合に、市で対応できるかどうかということが、私としては心配だということです。

(林田参事)

補助金の整理、合理化につきましては、毎年、予算編成作業の中で、どういう補助金がどのくらいあって、総額でどのくらいになっているのかを、全部見直しをしまして、存在意義が薄れてきたものとか、もうやめたほうが良いのではないかといいものがあつた場合には、その時点で見直しをすることにするとか、翌年度から段階的に縮小するとか、そういう作業を行っているということでございます。このふるさとづくり事業助成金については、今後抑制していくということではなく、全体的な見直しを行っているということです。では、その結果どうなのかということについては、今後整理が必要だということになります。

(鵜澤課長)

ですので、そういった意味合いでは、宮原委員がご心配されているような、市としてどうなのだというところを提案者から確認があつた場合につきましては、まずは予算編成方針などで、市全体として、全ての補助金についてこういう対応をしておりますと、具体的にその見直した補助金については、という部分につきましては、ご指摘を踏まえて、私どもでも、先程大倉委員に、例えばどういったものがどうなっているかを整理して、情報の提供ができるように準備しておき

たいと思います。

なお、私どもでこの提案者の意向確認をする際に、ふるさとづくり事業補助金につきまして、その趣旨をご説明して、趣旨の範囲の中ではこういったものも含まれていて、目的の範囲からですと、合理的なものに含まれてくる可能性もあろうかと思えます、というような意見交換は事前にしておりまして、それはそうかもしれませんね、というようなやり取りはいただいておりますので、一定程度はご理解をいただいているというふうに考えております。

(中嶋委員)

この市民提案に対する市の課題としては、助成金の使い方については各自治会の自主性・主体性に委ねられているということと、この補助金の整理、合理化については取り組んでいらっしゃるということだと思えるのですが、私は、できましたら、コミュニティ作りですとか、自治会のあり方についても、市の取り組みがあれば言うていただくといいのかなと印象を持ったわけです。実際に、助成金の使い方は、正に自治会の自主性・主体性に委ねられているわけです。今の時代に、自治会の公正や信義に合っているものかどうか。これは金額が5万円ということもあって、前年からずっとやっているものでないとなかなかやっていけないとか、大きな額ではないので、何をやるかというよりも、毎年できる範囲で、毎年同じことをやられていたりするのが現状のかなと想像するのですが、何かコミュニティ政策ですとか、自治会の親睦関係から、市のほうで各自治会に考えていただく切っ掛け作りみたいなことをしていただくことがあれば、回答として載せていただいてもいいのかなと思えました。

(委員長)

そのほか何かありますか。

(佐々木委員)

基本的に市が決めることと、その自主性、主体性に任された各自治会が決めることと、内容的な面で違いがあるかと思えますが、今回の場合、具体的にバス旅行ということを焦点に、この方が意見を述べられています。全体のふるさとづくり事業助成金の中で、何をすべきか、何にお金を投ずるべきなのかというのは自治会が決めることなので、この方がこのような意見を述べるのは、自治会で意見を述べて、自治会で大勢の意見がそうなっているにも関わらず、どうもその通りに進んでいないという場合に、今回のような形で市に対して意見を申し出たという手順があるような気がします。こうして意見が市に上がってきたときに市はどうするかといえば、自治会に対して何らかの指導をする必要があるのかなんかを検討されると思いますが、こういう意見があるということを皆さんがこれで知るわけで、その後、自治会はどういう具合にそれを考えるのかというあたりを、市と自治会との間で、何らかのやり取りが今後必要なのかなとも思います。

(鵜澤課長)

私どもでも、こういった声が上がったということにつきましては、この補助事業の実施に当たっての制度の理解を、各自治会にもう一度ご説明すべきか否かということを含めて、役所の内部では議論させていただいたところです。ただ、こちらのご提案者のおっしゃっておられる、「できるだけ沢山の人たちに利益がいくようなものを」という趣旨が本当に正しいのかというようなところを、担当部局と話をしましたときに、例え人数に限られるような形になったとしても、子供会だとか敬老会だとか、そういった活動が活発になることが、全体のコミュニティの活発化に

つながったりすることもあり、人数が多いものに当てなさいという指導を一律的にすることは、市として必ずしも適当だという判断はできないというようなやり取りを積み重ねた上で、今回は、「そういったような形で周知を図ります。」という文言をこの中には入れてこなかったという内部検討がございます。

ただし、毎年度当初に各自治会長さんを集めて、この制度の説明する機会がございますので、来年度のこの助成事業の説明に当たっては、担当部署で制度の説明をしっかりといただくような依頼はさせていただいている状況です。

(三木委員)

先程、委員長がご指摘されたことでもありますが、提案者がおっしゃっていることは、最後のページの事務局で確認していただいたものだと、「自治会を対象とした補助制度について」となっています。ということは、少なくともそのふるさとづくり事業助成金ということの一つの題材にしながら、参考資料の3ページにあるものについて精査検証し、趣旨に合わないものは廃止することを提案するというふうになってはいますが、聞き取った趣旨について、もう少し補足的にご説明があるのであればそれをいただきたいということと、もう一つは、確かに金額の問題とか、コミュニティをどう作っていくのかという本質的な課題がありますが、このふるさとづくり事業助成金自体は、平成2年から導入されている補助金ということでもよろしいでしょうか。告示は、平成2年4月1日になってはいますが、それ以前は、このような助成金はなくて、平成2年以降に新たに導入された補助金という理解でもよろしいのでしょうか。その一点を確認したいと思います。

(鵜澤課長)

まず、聞き取りの経過という形となりますが、私どもで確認に上がった第1弾の意図といたしましては、政策の名称として、不適切な助成金の拠出の廃止ということでしたので、単に自治会などに限定したようなものではなくて、市の助成金全てを見直しなさいという趣旨なのか、それともご提案いただいた、添付資料で来ていたものは、具体的に、まさしくふるさとづくり助成事業をターゲットとしたような資料が付いてきたので、市の助成金全てという意味ではなく、ある分野のものに絞ったものですか、という意味合いで確認をしました。そうしたところ、「自治会に関するものの範囲で結構です。」という確認をいただいたというのが一つの経過でございます。そういった意味合いでは、3ページに掲げておりますような事業の中で、元々制度として単純に人数×世帯のような形で出ているものですか、そういったものについてはこの中で細かく内容を論ずるわけではなくて、この自治会などへの助成として、この他にこういった制度があるが、いずれも目的は同じというような整理で、意見書の中に入っているという経過となっているところでございます。

それからふるさとづくり事業助成金の交付要綱は、平成2年施行ということでございますから、2年度に今の形になったということは確認できますが、それ以前のものについては、今、私どもでは情報を持っておりません。例規集を確認しておりますのでお待ちしております。

(三木委員)

そうすると、この考え方自体は、前半のほとんどの部分がふるさとづくり事業助成金交付要綱に関連した説明で、最後から2段落目がその他の助成制度で、「いずれも活力がある地域社会を目指したコミュニティづくりの観点から必要である」と、ざっくりまとめて言及されているということだと思います。確かにスポーツ・文化・レクリエーション事業などで連帯感を深めるという

ことは、個別の事業の説明としては分かりますし、コミュニティ意識の醸成ということも分かるのですが、そもそもそれ以外の助成金というのは、大分性質が違うような気がします。つまり、ふるさとづくり事業助成金とその他の助成金とは大分性質が違う助成金のように、支出の中身としての性質が違う印象を受けますが、こういう言及の仕方で丁度良いのでしょうか。仮に 3 ページに掲げるような補助金、助成金というものが今回提案された方を見直しというか、検証精査の対象というように理解するのであれば、何故この助成金が必要なのかということは、もう少し説明が必要なのではないかと印象を受けます。

それから、先ほど各自治会の年間事業に位置づけられている事業に対しては、お金を出すというようなお話だったような気がするのですが、実際の助成金の出し方をみると、対象事業の 1/3 で限度額が 5 万円ということになっているので、例えばバス旅行のような金額の大きいものは多分上限の 5 万円が出ると思いますが、もし額が小さいとすると、1/3 という枠の中で出すという可能性もありますよね。つまり、どういうルールでこういう助成金を交付することになっているのかということと、その補助金などをいただくと、事後に必ず事業報告などを求められるというのが私の経験している範囲ではあるのですが、そのへんのルールはどうなっているのかということをお教えいただければと思います。

(竹内課長)

ふるさとづくり事業助成金につきましては、まず申請書を自治防災課のほうに出していただきます。その後、自治防災課で内容審査をして決定通知を出します。事業が終わりましてから、事業の結果、実績報告書を出していただき、それに基づいて、内容を確認した上で確定し、支払いをしております。

あと、先程のふるさとづくり事業助成金の交付要綱ですが、この名称で始めているのは平成 2 年ですが、他の名称であったかどうか、別の形でこういう助成事業をやっていたかどうかは、今の段階では不明ですが、今のふるさとづくり事業につきましては、平成 2 年からということでご理解をいただきたいと思います。

(三木委員)

3 ページの参考資料に上がっている 5 つの補助事業のうち、ふるさとづくり事業助成金以外のものというのは、恐らく比較的昔からあったのではないかとふうに思われる補助金ですが、最後の防犯対策事業助成金だけは、また違うような気がします。防犯対策事業助成金というのは、時限助成金で、これは最近始まったものだと思いますが、いつ頃からですか。

(竹内課長)

当初 16 年度から 3 年の時限で、更新して現在 20 年度までとなっています。それから、私どもでは、自治会の中で防災に対する活動を行っていただく自主防災組織の防災訓練あるいは啓発事業についての補助を行っております。併せて、自治防災課では防犯関係も担当しておりますので、大体 50 団体ぐらいありますが、防犯活動に対しての助成も行っております。

(委員長)

三木委員からあったとおりですが、整理すると、5 ページの市民提案書に、7 ページの調査を加えてみたときに、この提案者は、たまたま自らが自治会の役員になっていたときに、バス旅行のデータを見て、確かに無駄なことをやっているのではないかとすることに気が付いた。そして、最後の聞き取り調査のところで表わしていますが、自治会対象の補助制度、すなわち 3 ページで

いう 2、4、5 項についての運用が、所期の目的に沿ってなされているのかどうかと聞いていて、その一つの事例がたまたまバス旅行のことなのかという理解でよろしいでしょうか。それによつては、確かに、市の考え方というのはこれだと不十分だということですが、いかがでしょうか。

(鵜澤課長)

確認した際には、先程もありましたけれども、提案者の頭の中では全ての助成金を知っているわけでもないし、自治会対象の補助金・助成金でどういうものがあるか存じ上げないと、そういった前提のもとで、「私は、この助成金についてまず念頭にあつて、ただ検討していただけるのであれば自治会の範囲で」というような補足的なご意見でした。そういった意味合いで確認の際には、自治会を対象とした補助制度についてというふうなコメントはいただいておりますが、こちらのほうで提示したこの補助金ですかという確認の際には、提案者の頭の中にあるのは、まずはそれなんだというようなご発言があつたという前提になっています。

(委員長)

即ち、バス旅行が補助対象になっているふるさとづくり事業助成金、これについての適正な運用というものに絞っていいのですか。

(鵜澤課長)

まずそれが第一目的です。

(委員長)

そういうことであれば、今回の考え方は、それをメインに出して、しかしながら、更に他に自治会の補助金制度があるが、いずれもコミュニティづくりの促進の観点から必要ですという回答になりますね。先程、中嶋委員がおっしゃられていた、市民がコミュニティづくりだとか自治振興に取り組んでいるということを加えれば、確かに、今の整理した中での回答になっていると思いますが、それを聞き取った事務局としては、そういう考え方でよろしいですか。広く 5 つの補助金全てについてなのか、限定すべきかどうか、ここで我々、委員会から、確認を取っているのですが、そこはよろしいですね。

(鵜澤課長)

私どもでやり取りをした際には、提案者の頭の中にある補助金、助成金はふるさとづくり事業助成金であつて、その他の助成金にはどのようなものがあるかは分からないが、検討していただけるのであれば検討して欲しいというような要請だったと理解しております。

(委員長)

だから、こういう回答になったわけですね。分かりました。それも踏まえて更に何かありますか。

(宮原委員)

私どもはこういうふうに説明を受けておりましたが、実際には中が分からないわけです。バックボーンが分からない段階で、しかもこの提案一つだけだと、いろいろ議論しても始まりません。これからどんどん出てくるかもしれないわけですがけれども、こういうところに提案するというのは、非常に基本的なことを、しかも枚数も少なく提案するというような形の基本方針を立てたほうがよろしいのではないかなというような気がするのですが、どうでしょうか。いちいちこれをどこがどうのとやっていますと…。先程私も聞きましたら、これを書くに当たっても、バックボーンとして市のほうではかなり考えてやっていますし、どうでしょうか。

(委員長)

恐らくそこを縛ってしまうと、自由な提案ができなくなってしまいますから、30人以上の署名が集まれば、提案の仕方は自由にしてしまわないといけないのではないのでしょうか。これは私の意見です。

(宮原委員)

提案はいいのです。その提案の中身が分からないから、回答するに当たって基本的なことを。それを委員会でこう議論しても何となく始まらないような気がします。先程からいろいろありましたけれども。

(委員長)

表現の云々よりも、ここでの端的な答えは私も気になっています。明確な表現がないのですが、「この提案は受けない、受けられない、補助金を廃止する意志はない。その理由は、自治会の自主性に任せているのであって、バス事業に使おうが何しようが、それは自己責任でそのコミュニティを活性化するために使っていただきたいという趣旨から廃止はしない。ただ全般的には、更に他の補助金も同様に必要なものです。」ということで、最後の補助金全体の見直しはそれに付け加えるような趣旨だと思います。その趣旨で良いかという判断でよろしいですか。一言一句やっているとお大変で、この委員会でそこまでやる必要はないと思います。

(三木委員)

よろしいですか。確かにこの方は、ふるさとづくり事業助成金のことしかたまたま知らなかったかも知れないです。本人が自治会の他の助成制度については知らなかったが、検証してくれるのだったらして欲しいということは、知らなかったから他のことは言わなかったというだけの可能性もあるわけです。知らないことを理由に、全てをそこから除外するというのは、それは何となくやりすぎのような感はします。

例えば、こういう提案制度にしても、市民というのは行政が何をしているかとか、どういう仕組みがあって、どういう補助制度があってということを、全部当然のように知っているわけではなくて、おそらく自分との関わりの中で、「行政はこういうことをやっている」ということを認識していくのだと思います。たまたまその中で自分は疑問に思ったということが、恐らく今回提案としてあがってきたのだと思います。普通に善意に考えればそういうことだろうと思います。そういうことを考えると、例えば、ルールとして確認をするときに、その提案について不明確な部分がある場合、それは知らないから不明確になっている可能性は当然あるので、そこについては確認作業のときに、自治体側というか、行政側として適切な情報提供というのはかなり重要な気がします。どういう情報を与えたかによって、その自分が疑問に思っていることをどう表現するかということが恐らく変わってくるのだらうと思います。

今回は、たまたまご自身の経験から、ふるさとづくり事業助成金というものを具体的な例としたということで、「ターゲットはこれだ。」ということで、皆さんご了解になればそれはそれでいいのかも知れませんが、やはりその前提として、市民は何でも知っているわけではないということ念頭において市民対応していかないと、提案制度そのものがいろんな紛争の種になってくるということにもなりかねないというふうに思いますので、そこは確認作業をされる中で十分にご留意いただきたいと思います。

今回は、少なくとも事務局確認にあがっている、そのまとめられている内容を見る限りでは、

ふるさとづくり事業助成金だけを対象にしてこの方はおっしゃっているというふうには、とても私個人的には理解できないというところがありまして、どういう情報を得たかということによって、この方のおっしゃることは変わったと思うところなので、今後、この点をご留意いただきたいと思います。

(委員長)

私が逆に気になるのは、これは市民提案制度であって、端的に言えば、条例自体に情報の共有と入っているから三木委員がおっしゃるとおりだけれども、そうやっている、と、どんどん話が広がって行って提案ではなくなってしまうと思います。とにかく無駄な補助金は廃止しなさいということですから。確かに情報が分からないとできないことがあるけれども、提案というのは具体的な案件で、ここでいうのはバス事業の問題だから、バス旅行は止めてほしいと、そういう具体的な点が逆にないと、提案というのは際限なく広がります。そうではなくて、特に30人も集めて出してきたことについて、何とかならないか、またはこうしたほうがいいのではないかとという具体性がなければ、多分、こういう提案は逆に成り立たなくなってきます。ましてや集まった30人の人たちのことは、わかりません。この代表者はそう言ったかも知れないけれども、30人の内29人がバス旅行だけがいやなのかも知れません。もしかしたら逆にバス旅行がいやなのは1名だけであって、他の人はもっと全部の補助金を見直してもらいたいと思ったのかも知れません。そこは書かれてきた内容や聞き取りの中で、ある程度判断せざるを得ないのではないかと思います。確かに、情報を広く提供して行って、もっとより具体的な提案をしてもらえば、場合によっては、差し戻してもう一度提案してもらわないと、ちょっと難しいのではないですか。

(三木委員)

ただ、提案者のそもそもの提案書を見ると、「各種助成制度を調査検証して、当初の目的からかけ離れた事業を廃止する」ということになっているので、提案書の内容について、私が個人的に懸念したのはその趣旨をそのまま読むと、今この市役所の中で行われている補助金の見直し事業そのものを指しているようにも見えるということです。そこに至る経緯の中で、このバス旅行が出てきているということがあって、利用の仕方によっては内容が狭くなってしまうし、話の仕方によっては広がる可能性もあるというところで、どういうやり取りをするかということは、少し注意をする必要があるのかなと思います。その話の中でどういう話をされたか、どういう情報が提供されたかということによって、恐らく色々な可能性が出てくると思います。そこで今回の案件を見ると、そもそもの提案書の内容が、政策等の案の名称がかなり広いということでありませんが、内容を見ると、ある意味、市が今やっている補助金の見直しと変わらないことをおっしゃっているようにも読めます。どういう形で趣旨を確認するのか、つまり発想した経緯に着目して、提案の内容というものを限定するのか、それともそもそもの提案の内容を見て、そこから至る経緯の中で具体的にこういうのが上がっているのか、どの辺まで対象になっているのかという話をするのかによって、大分幅が変わってきてしまう気がしました。確かに提案制度なので、市が確認をする中で、市としての確認の趣旨として何を提供するかということに多分なってくるのではないかと思います。そこでちょっと少し気をつけていただいたほうが良いのではないかと、いうふうに懸念をしたというところです。

(委員長)

今のことについては、今後、提案者の意図を十分に汲み取って、情報もしっかり提供した上で

何が提案なのかポイントを絞っていただくことで、今後は取り扱っていくようにします。

問題はこの件です。

(栗原委員)

今回の委員というだけでなく、最初にこの市民参加条例の原案の基をつくった市民委員会の中にいた委員としての意見ですが、この市民提案手続というものも、この名称で今回こういう形で提案という名前を持って条例化されてしまったわけですが、元々これは苦情を言ったり、市でこういうことを議論してくださいだとか、そういうものを提案するための制度として、前の市民委員会の中で考えられたものではなく、市民でも各地域の個別具体的な地域課題を解決する政策であったり、計画であったり、制度であったり、そういったものを地域住民の手によって、市に提案することができないだろうか、市民の中にも政策を作り出すだけの能力が既に作られていて、もう行政だけが政策決定権を持っているんじゃないんだ、今までは、陳情であったり、請願であったり、あるいは議員を通して、議員のほうは議員立法というような形でというようなアプローチの政策の手段だけだった、また政策に関わる行政だけが独占しているのはおかしいだろうということで、市民の持っている力を生かした形で、市民からもっとその地域に根ざした地域課題を解決するための個別具体的な施策の提案、提言、あるいは計画、条例といったものを、我々の手で行政の中に上げる仕組みを、ちゃんとした形で制度化してみたいというところから生まれてきた制度なのですけれども、私たちの手元から離れて市の中で条例の原案を作り、議会を通過してきたその過程で市民提案手続の第13条は、市民は本当にただ市に対して提案ができるという制度に作られてしまいました。

提案という形を作ったのはできるだけ意見を上げやすくするためということではあったのですが、本来は、その提案の要点の中に、市としての実現可能性であるとか、個別具体性であるとかの各要件等も、私たちの委員会の中では考えてありましたが、現実的には、条例の中で非常にあいまいな形で、市民はその30人以上の署名をもってすれば市に提案ができますよという形になってきて、その書式をみますと、不思議なことに全て政策という表現で書かれています。ここで市民が考えてしまって、政策というものに相応しいものにしないではいけなくなってきますと、不適切な助成金の廃止のところも、果たしてそれが計画であるのか制度であるのか、個別具体性がなくなってしまうと、正直こういうものを上げられても、これは行政の中で考えてください、議会の中で判断してくださいという形になってしまって、取り扱いの難しいものになってしまいます。最初にこの委員会の中で一体何を審議するのか、この市民提案についてどこまで我々は踏み込むのかということを経営の側にお聞きしたのは、実はものすごく門戸を広げちゃった条例を作っていたので、確かに素晴らしい計画案も上がってくると思います。あるいはこんな予算だから止めてくださいよというようなものも当然上がってくると思います。

それについて、市のほうではフィルターをかけるということで、今回は1回目ですので、おそらくフィルターをかけながらも、一生懸命考えてこの場に持ってきていただいたとは思いますが、正直この議題についてどういう検討をするかを含めまして、もう1時間近くこの議題で使っています。果たしてこの市民提案が推進評価委員会で審議すべき内容になっているのかということ、再度もう1回事務局で考えていただきたいと思います。こういう問題が毎回上がってきますと、こちらは調べなければ、もっと担当の人と話をしなければ、参考に誰か呼んで来てもらおうとか、そういうところまでいかないと、この委員会の中では、正直、答えを出すことがで

きない状況となってしまいます。市のほうで提案者の方を呼んで、詳しく説明をして、「市はこう考えています。ご納得いただけませんか。」というところの段階で、ひょっとしたら終わってしまう内容のものもあると思います。それについては、この市民提案は第 1 回目ですので、どんなものが上がってくるのか私は大変興味を持って待ってはいたのですけれども、ちょっと残念です。第 1 回目にこういうものが上がってきて、これから先、より包括的な広い意味の市民の意見がこの場に上がってきてしまうとなると、この中でそれを収めようというのは難しいのではないかと私は考えております。今までの経緯を含めまして、取りまとめにはなりません、よろしく願います。

(委員長)

確かに、これは政策提案ではなくて意見ですね。

(永澤委員)

市から委員会でいただいた PR だとか、市の広報などには難しいことが書いてありましたが、要するに、市民があまり関心がなくても、自分の身の回りに起こった不都合と思うことを気軽に提案するという制度ができたなと私は思っていました。従って、今回のこれもこの方が「バス旅行について補助されているが、こういう時代にこんなことにも出しているのか。」と思って、賛同者を募って提案してきたのでしょうけれども、市のこの考え方というのは、提案に対する回答ということですね。これは、我々は十分ここで意見を今言ったようなことをやってもいいと思います。ただ時間をかけずに実質 37 人と我々が議論したら負けです。向うのほうは相当実情を踏まえた意見を持っておられるわけです。我々は今日始めて知ったような感じで、これは対抗できません。根本は施策に対する愛情みたいなことも問題になるから出すもいい、出さなくてもいい、どちらがいいとも言えないと思います。私の思うことは、私が市だったら、市民提案に対する市の考え方は括弧回答ぐらいにして、1 番 2 番 3 番と回答をはっきり書きます。1 番目は、あなたのバス旅行補助金については、市としても是と認めて今後とも継続します。2 番目は、その理由です。具体的に書いてやれば、さっき皆さんがおっしゃったことは文言が違う、どうのこうのとはならないと思います。

僕は、気軽に出してくるいろいろな市民の意見を、ある程度市で揉んだあと、我々も意見を言ってより良い方向にしようというために、この委員に応募し、来ているのです。こういう意見を言えないなら、私はこのようなところには居ません。そう思っています。市民にはいろいろな意見があります。今回の提案はバス旅行で思いついたので、少なくとも、自治会のバス旅行にまず回答を出してあげて、縷々理由を説明し、もう一つのその他市全体の補助金の検討というのは、この方に言われるまでもなく、社会的な趨勢で各自治体が今やっているわけですから、それはそれでいいのですが、この回答は内容的に非常にマイルドだと思います。むしろはっきり書いて欲しいです。ここに本助成金の対象事業となりうるものと最初に書かずに、はっきり答えを書き、理由も綿密に書いて、それで更に文句を言ってきたら、市は市として大いに住民と議論をして 37 対市でもいいじゃないですか。こういう回答を作ってきてくださいと、皆でワーと来て団体交渉です。そこでガンガンやればいい、そういう私の意見です。

(委員長)

5 分休憩を入れます。

(休憩)

(委員長)

それでは再開します。

今、中嶋職務代理と私とで事務局の聞き取りを含めて、一連の議論について整理をしてみましたので申し上げます。

まず、この提案自体については、直接はバス旅行に関する提案としてあるわけですが、それについての結論は、自治会の自主性主体性に委ねるべきであって、バス旅行だけが対象ではない、その他のスポーツ・文化・レクリエーション事業も自治会でできる制度であるので、これはここに書いてあるとおり、廃止する考えは無い。廃止しないというのが市の考え方である。これはそうなのだけれども、ただ聞き取りの中では、もしその他にも自治会への助成等が必要のないようなものがあるようなら、それも検討してほしいというようなことも言われているようなのですが、それは提案ではなくて意見、要望だと思います。提案というのは、ある程度限定されたものでなければと、先程栗原委員がおっしゃられたことを含めて、そのような考え方になります。流れとしては作っていただいた別紙の流れなのだけれども、先程永澤委員がおっしゃられたように、回答は明確に書いていただきたい、それから最後に自治会の補助関係、助成関係については、別途他に使われている資料、これについては提案者に資料を示していく、そのような形で今回の市の考え方をまとめていただくこととしたいのですが、いかがでしょうか。

(宮原委員)

こういうものは発足したとなると、いろいろな思惑が優先し、本来の市民参加の意識が疎かになって、そして具体論と現実化のための政治的課題が中心になって議論されて、スケジュール化されてしまうというような面が往々にしてあります。どうしても結論は現実の要請を汲み取ってやってしまうという面が多々あります。多くの住民のコンセンサスを取り入れるという基本に立って、私は委員の皆さんにちょっと反発を食うかもしれませんが、何も回答で結論を必ず出さなくてはいけないというような持っていき方ではなく、こういうようなこともありますよというようなほうが、その趣旨に沿っているような気がします。これが僕の意見でございます。

(委員長)

それも今後の事案以降の検討材料とさせていただきます。と言いますのは、条例では回答しなければならないことになっていて、必要ないのではないかとはいえないのです。

(宮原委員)

回答の方法です。

(委員長)

これについては、提案者に通知することになっています。様式といいましょうか、ここに書いてあるように、市民提案の内容と市民提案に対する市の考え方を示すということで、条例に明記されています。やはり議会を通して作られている条例である以上、市民の皆様は遵守しなければいけないし、市の職員も遵守しなければなりません。ただ運用の仕方はあるでしょう。ですから今回の件は、先程の形でまとめさせていただければと思います。そして、次回以降、市民提案制度はどうあるべきかということ、この条例の運用のできる中で、もう少し整理していきたいと思っています。

ではこのような形で、あとは事務局と私のほうで、この回答については一任させていただきたいのですけれども、よろしいでしょうか。

[異議なし]

(委員長)

では、よろしくお願いいたします。

(三木委員)

それとは別に 1 点確認ですが、どういう形で一般には公表されるのですか。どのへんまで公表されるのですか。

(鵜澤課長)

基本的には 2 ページ目の別紙が公表されます。通知の際には 1 枚目 1 ページをつけて、それに 2 枚目がつくような形で通知されますが、ホームページなどでの公表は、基本的には 2 ページと 5 ページ目の内容を記載したものがセットで公表されるというようになるのかなと思います。5 ページ目そのものではなくて、この内容を記載したものです。

(三木委員)

「政策等の案の名称」から「添付する資料の名称」までですか。

(鵜澤委員)

具体的なホームページ公表の子細は、まだ事務局内部で議論しているところでございまして、結論には至っておりませんが、概要と市の考え方を公表するというのが条例の定めになっています。そういった意味合いでは、概要がこの 2 行だけでこの 1 枚のまとめだと若干難があらうかとは思っております。工夫しなくてはいけないと思っております。

(三木委員)

この件が、例えば政策等の案の名称とか、政策等の内容だけ公表しても、なぜこういう回答になったかと、見た人は分からないと思います。なので、提案書の内容についての公表の仕方はご検討いただいて、別紙の回答の内容の主旨が分かるような形にさせていただく必要があるのかなと思ったので、確認させていただきました。

(鵜澤課長)

その点で 1 点だけ、皆様方のご意見を確認したいと思いますが、こちらの場合、具体的に参考の 6 ページ目の中身にわたりますと、特定の自治会の名称が出てきてしまうという側面がございます。そうすると提案者個人の特定が容易になるリスクもございまして、それで先程の最後のバス旅行の実体分析というのはどうですかと聞かれたときに、私どもの頭の中ではそこまで整理ができていなかったということで、黙っていたところがあります。そういったことも含めまして、公表の仕方も含めて、委員長とご相談させていただきながら、最終的に詰めさせていただければと思います。

(委員長)

よろしいですか。条例上は、市民提案の概要と市民提案に対する市の機関の考え方で、かつ市の機関が必要と認める事項、この中でどこまで出すかということだと思いますが、一つ大事なものは、全部が全部出すというより、説明責任というか、意見に対して明確に答えているということ

がオープンになることが大事だと思うので、それを含めて修正させていただくということでご了解ください。

それでは、続きまして議題の2に入りたいと思います。

市民参加条例運用の評価方法についてですが、その前に、自治防災課の皆さんの議案は終わりました。大変ありがとうございました。

(自治防災課職員 退場)

(委員長)

それでは議事の2の市民参加条例運用の評価方法について、事務局からご説明をお願いします。

(庄嶋)

議題の2番目につきましては、私庄嶋のほうからご説明させていただきます。資料に関しては資料No.2になってまいります。前回、第1回の委員会の際にも申し上げたわけですが、この委員会が評価委員会という名称も持っております観点から、市民参加条例の運用に関して評価をしていただくことは当然の仕事ということになってまいります。その際評価ということについて、その都度各委員の皆様が、私はこう思うということを持たし合うだけになると、評価というふうには言えないだろうということもありまして、事前に評価の項目ですとか、手順ですとかといった評価の方法を定めた上で話し合っていて、委員会として結論を出すというような手順が必要ではないかと考えております。今回は、そのたたき台という形で資料No.2というのを準備させていただいております。まだまだ不十分なところがあるという前提でご覧いただきたいのですが、今回まずそのたたき台を、このあと説明をいたしますが、ご審議いただいた上で、再度こちらのほうでまた整理して、次回の第3回で、より精度の上上がったものを示させていただいて、またご審議いただき、その上で評価方法を詰めていただきたいと思います。

今年度に関しましては、そういう明確な評価方法がありませんので、正式な評価方法というのはまだできないかと思いますが、来年度以降に関しましては、今年度中に固まった評価の方法を適用して、市民参加手続とか市民提案手続について評価していただきたいと思います。やり方としては、年度末に、「今年度実施したものはこれがすべてです。」というのを、皆さんに全部まとめてやっていただくとなると、労力もそこに集中してしまうということもあるかと思っておりますので、実施が済んだ市民参加手続などが出たという場合に、その都度、直近の委員会で取り上げていただいてやっていただきたいと思います。それがそのうちだんだん貯まってまいりまして、最終的に、それまでに出した評価をまとめて、例えば条例の見直しにつなげるような議論をしていただくことになるだろうと思っております。

この辺ははっきりしないところがありますけれども、例えば他の自治体の例では、東京都の狛江市には審議会がやはりこういった第3者機関としての審議会がありますが、毎年度、その年度に行われた市民参加の手続きに関しての評価を、総合的評価という形の文書でまとめております。それから、埼玉県のとくみ市には、推進会議というのがありますが、こちらはこの委員会と一緒に、任期は2年ですが、任期毎に任期の終わりのタイミングで、それまでにいろいろ出してきた市民参加手続などの評価をまとめて、例えば、この条例のこの辺を直したほうがいいのではないかと

いうことを、最後に報告書のような形でまとめております。この委員会では、年度毎にやるか、それとも任期毎にやるかはまだ分かりませんが、その都度その評価方法に沿って出した評価を貯めて、そういう報告書を出すイメージかと、今のところ思っております。

今回作らせていただいた評価方法のたたき台につきまして具体的にご説明させていただきます。まず、資料 No. 2 の 1 ページをご覧くださいなのですが、1 として評価の手順、2 として評価の項目があります。評価の方法といったときには手順と項目という 2 つの言葉があると考えられますが、別々に説明するのではなく、まとめて説明させていただきます。評価手順というところにあるように、タイミングとしましては、実施予定、それから実施が終わったあとの実施状況、提案に関しましては、本日の話し合いのように個々の提案の都度ということではなくて、その年に出た全ての提案の結果が出たあとにという意味になりますが、提案状況という 3 つのタイミングで評価があると思っております。

実施予定ということにつきましては、シートの 2 ページ目のところですが、これは各課が実施予定を立てるに当たって記入するシートということで、これをまず各課に記入してもらいます。これについては、今年度既に皆さんご経験済みですけれども、各課から上がってきたものをこちらの事務局でまとめまして、皆さんに一覧表のような形で出します。それでいいのかどうかということを見ていただきますが、今年度既に第 1 回のときに皆さんからご指摘をいただいて、例えば「行政活動の概要というのが入っていなければ一覧表を見ても分からない。」とか、「複数の市民参加手続をやらない理由、これを出して欲しい。」ということがありましたので、そのあたりは既にこのシートに反映する形で、予め記入して出してもらおうというふうに考えております。

それから次に 3 ページ、4 ページに行きますが、実施状況というところになります。1 ページにもう 1 回戻ってください。実施状況の評価というときに出てくる一つの観点として、今いろいろな評価ばかりですけれども、そのときにアウトプットといわれる、やらなければいけないことをどれだけやったのかという活動指標と、アウトカムという、どんな変化がそれによってもたらされたのかという成果指標があるわけですが、実施状況についてもこの両方の観点があるというふうに考えられます。

それで、そのことを頭に入れていただいた上で 3、4 ページを見ていただきたいのですが、まずアウトプットのうち、これも量的なものと思いますが、量的に数値でやったかどうかを測るものとか、それによって何人の人が参加したかというものにつきましては、各課にその結果を数字など主に記入してもらおうような形の記入シートを準備したらどうかということで、サンプルとしてこういったものを作っております。これはアウトプットの中の量的な項目ということについてです。

一方で、質的な項目ですが、例えば、市政だよりもこういった市民参加の方法をとりますということが出ます。あるいはチラシなどが自治会回覧などで回ります。その周知の内容が分かりにくいものであったり、魅力的なものでなかったりすると、当然参加者が少なくなることにつながると思っています。そういう意味で、実際にその周知したときに使った市政だよりやチラシの内容を評価するものです。それから逆に様々な意見に対して、市の考え方というのを示していくわけですが、市の考え方に関しては、今日の提案手続の場合は、委員会のほうで、途中で委員会の考えも受けた上で結論が出る形になりますが、市民参加手続に関しましては、出たあとの結果を事後的にみていただく形になるわけです。そういう意味でいうと、市の答えとして、こういう答え方

をしましたということについて、「ちょっとそういう言い方はないでしょう。」とか、「もうちょっとこういうことについて答えなければいけなかったのではないか」といったことについては、公表資料という形で実施状況として出たものについて皆さんに見ていただいて、もっとこのような答え方が必要だとかを、評価していただけたらと思います。そのような生の素材を見ていただいて判断していただくのが、そういう質的な部分になるのだらうと思っております。因みに審議会等ですとか、市民会議手続になると、今度は議論をする形の参加の方法になりますので、例えばそこに参加している委員の方からアンケートをとって、話し合いがしやすかったとか、発言がちゃんとみんなのできる進行になっていたかとかを見ていただくということを考えております。

生の素材を提供して見ていただくわけですが、ここで皆さんにやっていただくことが発生してきます。つまり、そういった質的なものに関しては生の素材、それから量的なものに関しては、先程の各課が上げてくるシート、これを事前に見ていただいて、評価シートという、5ページ6ページになりますが、こちらを皆さんに作成していただくということはどうか、というふうに思っているところであります。

つまり、ここの会議の場に集まりまして、その都度、評価する。今日はまだそんなに大した分量の案件は出てきていませんが、数が年度末ぐらになると貯まってきます。そういうものを一度に全部その都度ゼロから議論していくと、いくら時間があっても足りないということもあって、予めこの評価シートに記入していただいたうち、ほとんどの皆さんが適正であると判断しているものは、もう良しとしましよとする。一方、ちょっと意見が割れているとか適正でない、これは問題だというような手続きがあった場合には、そこを集中的に取り上げて議論するというようなこともできると思っておりますので、予め労力がかかってしまうという難点があるかもしれませんが、こういう評価シートを作成していただいて、それを事務局で取りまとめて、その上で議論していただくという流れはどうかと考えているところです。そこまでが市民参加手続の実施状況ということになります。

一方、提案に関してですが、提案に関しても基本的に実施状況と似たような流れにはなっておりません。ただし、あとで説明しますが、市民参加手続きのほうは、市の側が市民に呼びかけてやるやり方ですので、市の側の狙いというものが入ってくるかと思っております。ですが、提案のほうは、狙いというものが市の側にはありませんので、狙いを持っているのはむしろ提案する市民の側でしょうから、そういう意味で言うと、アウトカムの部分はないだらうということで、アウトプットの質的、量的という部分だけになってくるかと思っております。基本的には市民参加手続の実施状況の場合とやり方は似ていますが、一つだけ違うのは、先程言いましたように、提案手続に関しては皆さん1回先に、途中の過程で意見を挟むということができるようになっています。それに対して市民参加手続きのほうは完全に事後です。ここがちょっと違います。それで、こちらのほうとしてやることとしましては、事務局が、まずはその年度に出た提案に関しての全てを、要するに途中の具体のところは皆さん見ていらっしゃるの、一覧を作った形で出すと、その上で判断していただくという形になると思っております。これについても8ページにありますが、同様に提案状況に対する評価シートというのを作っていただいて、それを基に最終的に年度のトータルとしての提案状況についての委員会としての結論を出していただくということになります。

ちょっと保留しておりましたアウトカムという非常に難しい指標を、どう市民参加の評価に取り上げていくのかということですが、今試みにこのシートの中にも入れているということで、と

りあえずチャレンジングなところがあります。これにつきましては、まず 2 ページをご覧ください。一番下のところ、各課が実施予定を立てる段階で、例えばここに例として書いてありますが、この市民参加手続を実施することで、市民生活の課題を直接聴取することができるという効果を期待してこの手続をやりますよとか、あるいは、例えば審議会等をやった場合に、そこに参加した公募の市民の方が実際に自分たちで何か次の行動に移ってくれると期待して公募の委員を入れるんだとかいったことがあったりするだろうと思っております。そういうものをこの記入シートの時点で各課に上げてもらって、実施が終わったあと、4 ページの最後のほうになりますけれども、期待していた効果、先程の記入シートの時に書いていた期待する効果が実際に達成できているかどうかということについて、各課の自己判断になります。そういうものを記入してもらうのはどうかと考えているところであります。

アウトカムは、どんな指標にするか自体が非常に難しいことですが、これは市全体として取り組んでいる、例えば事務事業評価などに関連して、市民参加でこういうことをやってもらうことで、市全体の仕事の質が上がっていくのだという観点から、指標を各課で設けてもらうということになるのだろうと考えています。

以上がシートごとの具体的な評価の方法の説明ということになります。最後に資料 2 のあとに No. 2-2 というのと No. 2-3 という資料が続いております。これは何かと申しますと、今年既に市民参加条例に基づいて行われている手続に関して、一応形になっているものということになります。資料 2-2 は、みそら団地方面から物井駅東口への新設道路の整備計画の策定ということで、これに関しては意見提出手続、いわゆるパブリックコメントを実施しまして、そこで寄せられた意見に対する市の考え方を示して、もう既に公表済みということで、ある意味予定していたものが全く終わっているというものになります。一方で 2-3 は、これは私たちの課が担当しているものですが、市民協働制度導入のための指針の策定というもので、こちらに関しては、その策定に関して意見交換会手続というものだけが、予定していたもののうち済んでいます。ただし、意見交換会で寄せられた意見についての結果公表の資料というのは作成中でありまして、これに関しては、意見交換会に関して参加してくださいと呼びかけたときの資料、それから意見交換会で提示した資料といったものにとどまりますが、そういったものが入っているという形になります。

今回この評価方法を考えていただくに当たり、何も素材がないと評価方法も何も考えようがないという部分があると思いますので、既に実施したこの 2 つの案件につきまして、先程の、例えば質的な部分はこういう案を提示してやりましたとか、こういうチラシで募集しましたとか、こんな答えを出していますとか、そういったことについては、まずこれを見ていただきながら、具体的な話ができるだろうと思って出させていただいているところです。

事務局として、特にご議論ご意見をいただきたいことが 2 つありまして、一つは、今回提示しましたような評価手順ですとか、評価項目ですとか、それを具体化したこの記入シート、この内容についてどうなのかということです。量がありますので、細かいところまでは議論できないかもしれませんが、これについてどうかという点、もう一つは、先程も何度か言いましたが、評価シートに皆さんに記入していただくということは、皆さんに労力がかかってしまう部分が出てくると思います。そのような作業負担の点など、ここについてどうなのかということ、主にこの 2 点について皆さんにご議論いただいてご意見をいただきたいと思っております。まずは、ご質問も含めましてお話いただければと思います。

以上になります。

(委員長)

ありがとうございました。それでは、まず説明をいただいたことについての質問でも結構です。それから、今説明がありましたように、この資料 2 に示されました各シートですが、委員として書くものが 5~6 ページ、これは市民参加手続の実施状況について我々が書く、委員に書いていただきたいというシート、それから 8 ページは、市民提案手続について、これは全部まとまった後の毎回に書いてもらいたいシートです。これらについてシートの内容がどうか、評価手順、評価項目等の中身ですね、それと、我々がやらなければいけないわけですから、その負荷といいますか負担、このあたりを含めて質問、意見どちらでも結構ですのでお願いします。

イメージとしては、この資料の 2-2 と 2-3 のものを各所属が各項目に具体的に書いてきたものと実際にこのパブリックコメントの結果を見て、このシートを我々が埋めてくるということですね。

(中嶋委員)

多分、各事業について、全ての市民参加手続をするわけではないので、大分ぎっしり書いてありますが、空白があることはあるのだらうと思いますが、ただ私たち委員のほうで書き入れるにしても、この各所属で事業について書いていただいたペラだけを見るのではなく、実際に、今日いただいた資料、2-2、2-3 のような具体的な資料がないとデータが出ないということを考えると、結構大変だなという印象があって、件数があり集中してしまった場合、委員間で分担し合うとか、そういう方法もあるのかなという気もしました。あと、所属課でも書類を作ったり、資料を用意していただくのは大変かなと思いますが、所属課の負担感はあるのでしょうか。

(永澤委員)

その前に理解できないのは No. 2 の 1 のところです。市民参加条例の運用の評価手順とか、実施予定、実施状況、提案状況とありますが、どういう意味なのか、2、3 日夜読んでもよく分かりませんでした。どういう意味ですか。

(庄嶋)

これは、条例のほうに出てくる言葉なのですが、前回、第 1 回のときに今年こういうことをやりますよ、こういう市民参加手続をとりますよ、ということをやったものがあつたかと思いますが、あれが実施状況というものになります。具体的に申し上げますと、条例の第 16 条をご覧いただけますでしょうか。ここに市民参加手続の実施予定等の公表ということが出ていまして、「市の機関は市民参加手続の実施予定及び実施状況、市民提案手続の提案状況、その他必要な事項を毎年度 1 回公表するものとする」ということで、今使った実施予定、実施状況、提案状況という言葉は、この第 16 条にすべて出てくるものです。

実施予定というのは、市民参加手続は、市の側が市民の皆さんに参加を呼びかけて行うものですので、それを年度の初めのほうで、「今年は、この部分について市民参加の手続きをとります。」ということをして予定としてまとめるものです。それを実際に実施したあとに、このような形で参加が何人ありましたとか、このような意見が寄せられましたとかといったことを公表しますが、それが実施状況ということになります。

市民参加手続ではなく、市民の皆さんが自発的に提案する、先程ご議論をいただいた市民提案手続、これに関しては 1 個 1 個の案件について、この委員会が途中で提案をどう扱うかについて、

今日のように議論できる部分がありますが、それを受けて、「この提案についてはこのように回答しました。」というような結果が貯まりますので、それをまとめたものを提案状況というふうな言い方にしています。

そのようにまとめて公表する形のものが3種類あるということになっています。

(委員長)

市民提案については、今日議論しましたが、それとは切り離れたほうがいいです。今日の資料でいくと、8ページです。我々は、今回は19年度第1回の市民提案手続として1件だけ出てきている先ほどの市民提案の資料と前の7ページを基に、評価シートに記入していくことになります。

(永澤委員)

8ページであれば、市民提案手続は、この紙1枚でやるということですね。

(委員長)

その前の実施予定と実施状況はセット物です。実施予定は、変更されたということで今日の資料3にもなっていますが、こういうものが一つ出てきて、これについてのシートは、我々には特になく、それで評価は1回の会議で行う、それから、実施状況は沢山貯まると困るので、会議を開く時に、前回からそれまでに貯まった、意見提出だとか、会議だとか、実際に行った市民参加で終わったものについてと、この個別のもの、それから所属が作ってくる実施状況を見ながら我々が評価シートを書く、そういうことですね。

(栗原委員)

委員長からは、まとまった形で来るということでしたけれども、その都度来るのではないのですか。

(庄嶋)

その都度といいますのは、・・・。

(栗原委員)

資料ができ上がった段階で各委員に送付されて、それで各委員がチェックシートを作って送り返すというような、そのような考えではないのですか。

(庄嶋)

それだと逆に煩雑になるかもしれないので、「来年度の第2回委員会で扱うのはこれとこれです。」と、ある一定のタイミングで決まった場合に、それらをまとめてお送りする形だろうと思っていますが、その辺はどうでしょうか。

(委員長)

そのほうが対応しやすいような気がします。

(庄嶋)

そうですね。そういうふうに一応想定はしていました。逆にその都度という話では、その都度かもしれません。

(栗原委員)

会議開催前のできるだけ早い段階で書類等をいただければ、それまでに自分の考え方をまとめて、それなりに自分でチェックシートを埋めてから、この会議に参加するということはできます。ただし、実施予定表を見ますと、1年を通して頻繁に毎月のように何らかの市民参加手続が行われているわけで、あるいはそれこそ翌年にまたがっているものもあるでしょうし、どうい

やり方をとってても意外に大変かなというのは確かに感じます。

(宮原委員)

私もちょっと分からないのですが、この審議会等の手続き、市民会議の手続きを、我々がどのようにしてこの評価をするための資料か、市民会議等に参加しなくてはいけないのか、何でそれが分かるのか、審議会等にいちいち参加しないといけないのかというような、そのような疑念が出てきます。

(庄嶋)

これは、その都度、皆さんに出席していただくことではありません。これについては3、4ページのところで、それを担当している各課が「こういうような形で実施しました。」ということについて、数字上の報告というのはそこで行います。それを、例えば3ページの下の方の審議会等手続ということでみると、何時から何時まで開催したとか、傍聴の方のために、この会議をやることを周知し始めたのはこの時期だということですか、実際に参加した人数は何人だとか、そのうちの発言者はこうであったとか、そういうものは各課がデータ化して出してくれます。その上で、量的な部分についてみると、ここはまた難しいところですが、例えば参加が少ないとか、発言が十分に行き届いていないようだとか、委員は何人も参加しているのに発言した人は少ないようだとか、何か問題があるのではないかというような指摘があるのだらうと思います。ただそこだけだと質的なほうの観点で見えないところがありまして、例えばその会議に参加している委員の人たちから取ったアンケートで、「進行があまり良くなって、発言したいときにできなかった。」とか、そういうのがまとめて出てきたりするとしますと、それについて、「やはり皆さんが発言できるように配慮した進行をお願いすべきだ。」というようなことを評価していただくのだらうと、そのようなイメージになります。

実はこういう委員会が第三者機関という形の附属機関の扱いではなくて、全員公募型の推進評価組織をとっているところなどは、実際に委員の方が傍聴にいたりして、その様子を見て、そのあと評価されたりしているところも自治体によってはあります。しかし、附属機関であるこの委員会に関しては、そこまではきないと思っています。

(大倉委員)

市民提案手続で、提案者の評価というものは必要ではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

(庄嶋)

なるほど。多分、今日の先程の前半の話もそうだったと思いますが、今のところ一定の基準がないので、どういうやり取りをしたかというところを、今回は簡潔な形で、確認したのはこれとこれだけだとしか示せなかったのですが、本当は、やり取りした内容をもう少し詳細に報告をするとか、そういう形のことがまず必要だらうと感じているところです。その上で、例えば、これはちょっと分かりませんが、結果を通知したあとに、それを受け取った側から返事をいただくとか、「そういうものを報告せよ。」ということであれば、これも無い話ではないと思います。その辺自体がまだ形になっていない部分であって、その可能性はあるだらうと思います。

(委員長)

いずれにしても試行的になるでしょうから、今、大倉委員が言われたように、提案者が結果について一番評価をしたいとすれば、7ページのところに項目を設けるとか、それをもって我々は

評価をするということも考えられます。

その他、いかがですか。

(三木委員)

評価シートに各委員が記載するという事は、それはそれでいいと思いますが、それぞれが評価したものがどのように扱われるのか、最終的にどのようにまとめられるのかが非常に重要だと思います。というのは、先程、中島委員からもありましたが、委員会としての評価というよりも、明らかに各委員の個人の主観による評価ですね。なので、おそらく「適切である、一部適切でない」という評価が大事というよりも、何故そう考えたのかという理由が明らかに重要な評価シートですね。そうすると、その内容というのは、おそらく同じものを見ても同じ評価をするとは限らないので、いろいろな意見が出てしまうだろうと思います。量的に適切であるのが何人であったというよりも、何故そう考えたのかということにちょっと着目せざるを得ないという部分が出てくると思います。特に、手持ちの情報が大変限られてしまうというのが読めないところがあって、審議会等手続の評価というのは、これは正直、私やるのが怖いです。

委員の人のアンケートというの、自分の意に沿わないような方向に議論が流れた場合に出てくる意見と、自分の意に沿って出てきた意見とは違ってきますし、実際に第三者機関に入っていて、いろいろな委員がいらっしゃいますが、一人だけ殆ど発言をしない方がいて、委員長から「よろしいですか」と聞かれたときに、「はい」と言ったきりなのにお名前が出てくるというのがあって、発言者の人数というの、誰がどれだけ話したかということで、おそらく議論の手法が変わってくるというのがあると思います。そうすると、この質的な評価をするということは、その場にはいないとか、議事録を見ていないとか、資料を手にしていないとかで、大変躊躇して正直怖いんです。ここに出てきた評価シートそのものをどう扱うか、あるいはその結果を踏まえて、ここは何をするのかということも含めて、合意をとった上でやらないと、おそらく混乱するのかなというのが一つの私の意見です。

あともう一つ、その5ページの各委員の評価シートの中に、「実施状況の適切さ」とありますが、「実施状況の適切さ」とは一体何を指すのか非常に分かりにくいです。実施状況というのは公表すると書いてありますが、質的な評価となれば、公表した内容が適切であるということでは、おそらく、ないと思います。そうだとすると、例えばパブリックコメントを実施した時期が適切であったかとか、そういうことも含めた実施状況の適切さということになると思います。今いただいている資料だけではとても評価できないとなるので、それぞれが何を言っているのか、何を指しているのかということについても、共通理解ができるような形にさせていただかないと、怖くて評価はできないというのが正直なところです。

(宮原委員)

1項目、「分からない」ということをつけ加えていただきたいです。

(庄嶋)

選択するところに「判断できない」というようなことですか。

(宮原委員)

判断しかねることかがあるような気がします。

(庄嶋)

ここも「適切である」と「適切でない」というのが一番単純ですけど、真ん中に「一部」とか

入れてあって、それ自体もどうなのかと思いつつ、皆さんのご意見をいただけたらと思っていました。今、宮原委員がおっしゃっていただいたのは、そもそも判断しかねるというような意味で「分からない」というものが必要ではないかということです。

(永澤委員)

この評価シートというのは、先進的な他の市町村では、何かモデルはありますか。

(庄嶋)

評価シートというもので評価し始めているところは、今のところ埼玉県のと光市が今年度から導入しているのがおそらく唯一の例だと思います。あとはちょっと違うタイプのものを同じ千葉県のと白井市がやっていますが、こういうシートとは違います。各課がいろいろと出した結果を、こういうシートに入れて、それを見て委員会が言葉を入れるタイプのものは、和光市が、今年度、施行 4 年目ぐらいにしてようやく取り組んだという形で、こういう意識を持ってやっていない自治体のほうが多いと思います。ただ必要ということとは言えると思います。

(栗原委員)

大変消極的な意見を申し上げます。私も、最初、宮原委員と同じ感想を抱きまして、ある意味パブリックコメント、意見提出手続につきましては、比較的判断はしやすいと思いますが、意見交換会や審議会、市民会議の質的な内容を評価していくというのは、客観的に見て、果たして我々でできるのかどうか、評価を量的にも質的にも多方面にわたって行っていくべきだというのは分かりますが、果たしてそれがこの委員会でそこまで可能なのだろうかということです。ほとんどが私たちとしては分からないようなところにチェックが出てしまうのではないかと思います。理想とは思いますが。こういうところまで踏み込んだ評価ができれば、これは本当に市民参加にとって素晴らしい提言になると思うし、評価していく上では、確かにここまで評価しなければ評価は出せないというのも分かりますが、果たしてこの委員会の中で、これを背負い切れるものになるのだろうかという疑問は持っています。

(委員長)

「分からない部分まで判断できない」とおっしゃることは、そのとおりです。こういう評価というのは、自治体では行政評価とか政策評価とか言っていて、その中で、やはり第三者が評価することができないという例を聞きます。因みに、私が勤めていた横須賀市では、その結果、評価制度自体を廃止されてしまいました。市民評価だけではなくて、行政を評価するシステムをやめてしまったので、それはそれでどうなのだろうと思います。

これは条例になっているので、そうはならないでしょうけど、市民参加の制度がしっかり運用されている、実効性を持って実施されているかを確認するにはどうしたらいいかということです。実施しているといいながら、事例もそんなにないわけですから、皆さんの意見を踏まえながら行ってみて、難しければ制度変更して、その評価の仕方を変えていくということが一番望ましい方法ではないでしょうか。

それで、あえてもう一つ申し上げると、先程、例えば意見交換会等についてアンケート調査をしようという話がありましたが、市の機関側が、意見交換は難しいかもしれませんが、また資料の分かりやすさの欄に分かりにくいとは書けないかもしれませんが、我々が行うシートと同じような自己評価をしたらどうでしょうか。我々が評価をするときには、いきなり客観的に全てのいろいろなものを集めようとしますが、難しいです。何かしらの仕事というか、そういう行政評価の

仕方、行政外からの評価、それを受けて、第三者機関は、その評価が甘いのではないのかとかという評価をすることになります。ゼロからよりもそのほうがいいかなと、私は、そう思います。また見るものが増えてしまいますが、委員の皆さん、どうでしょうか。

(栗原委員)

宮代町でしたか、行政のほうで、ある程度数値化した評価を出した上で検討していけるような、そういうシステムを持っているところもあると聞いています。今回、事務局でこういうものを一所懸命考えて作っていただいて、我々も評価委員として頑張ろうということで参加しておりますので、極力頑張っていこうと思いますけど、やはり委員長がおっしゃられたような、ある程度評価されたものを評価していくようなシステムであれば、ある程度の成果は出せるのではないかと思います。果たして、どの程度の成果がこの委員会の中で出せるか、現状ですと、やって見なければ分からないといえはそのとおりではありますけど、厳しいかなというのが個人的な考えです。

(宮原委員)

事務局で、事務局が思い描いている目標を含めて総括という形で出していただければと思います。目標があれば結果があるわけですし、それとの比較になるわけですが、我々はただ審査するだけで、こうと思い描く目標自体もありません。できれば、委員長がおっしゃられたような形でやっていただければありがたいなと思います。

(委員長)

大体意見が出揃ったと思います。我々にしても各所属にしても負担が増える可能性がありますけど、今いくつか挙がった意見を取り入れて、効率的かつ客観的に評価しやすいシートにしてみようということでもよろしいでしょうか。

(事務局)

分かりました。

(委員長)

それでは、最初にありましたように、今回で確定ではなくて、次回にもう一度シートを示していただきますので、そこで今日の意見を踏まえた我々も評価しやすいものを次回検討してみるということでよろしいでしょうか。

(庄嶋)

今、最後に栗原委員や宮原委員がおっしゃっていた件ですが、事務局として皆さんに聞きたいというところがあります。実際に各課が運用した結果で、こちら条例所管課として、このやり方はどうなのかなと思っても、同じ役所の中では、お互い、なかなか言いづらいところがあったりして、第三者機関で意見を聞いた上で、より客観的な第三者の意見として、「それはやっぱりちょっと」というようなお話があったりすると、変な話ですが、我々としても違うところからこういう意見がもられたということが言えるということがあったりします。例えばその1例として、資料2-2と2-3をせっかくだけつけているので、皆さんご意見があれば言っていたきたいのですが、ちょっと思ったところなどを申し上げると、2-2のほうですが、これは意見提出手続という形で、いわゆるパブリックコメントという文書で意見を寄せていただく方式ですが、当然意見を寄せてくださいというに当たっては、案を示すわけです。今回のこの場合の案は何かというと、この横長で色付きになっている図面です。これと、この次にこういう立体的なというか、車と人が通っているような図面がありますが、案というのは、この2枚だけです。これで結果としては8名の

方から 9 件の意見が寄せられたということで、これを見てご意見を出して下さった方もいたわけですが、案の出し方としてこれはどうなのかなと思うところがあったりします。

例えば、案という以上は最低でもこういうことは盛り込むべきではないかとか、そういうことについて判例ではありませんけれども、少しずつこの委員会で議論をしていただきながら、「最低こういうことは情報として出してください」ということにつなげていきたいと思っております。今回は、何も前例がない中でやりましたので、この図面 2 枚だけというのはどうなのかと、担当として私が思ったところでもあります。そういう投げ掛け方をしてみるのもあるのだろうと思います。

(栗原委員)

私も、実は 2-2 のほうしか見ていないのですが、パブコメがどういう形で事前に案内されるのかをインターネットで確認しました。ネットで見まして、この 2 枚の図面は非常に小さく、地域の人しか理解できません。私も四街道に 50 年住んでいまして、この図を見たときに一体どこが駅でどの道が何を指しているのかと思ったくらい、この図の中では分からないです。地域の方は当然そういった計画を知っていますからご存知かと思いますが、市民全体にとってみると、ネットの中では、画面で見ても分からない、プリントアウトして見ても分からない。拡大しないと分からないというような形、図面上では負担を感じました。

ただし、2 案出てきたというのは、私は、非常に評価しています。今まで行政は都市計画について、イエスかノーかの 1 案なのです。その意味では、その複数案提示した中で、市民の側に意見を求めるというのは良い案ですが、ただ問題になったのは 2 案が出ていながらその根拠です。主なる根拠が載せられずに、2 案が出されても、どういう理由でその 2 つの案が課の中で最終的に残ったのか、ある意味で予算的なものを重視したのか、安全面を重視したのか、地域住民の意見を重視したのか、何をその重要なポイントとして 2 案が作られたのかということも分かりません。

このように出されてしまいますと、やはり行政は待っていましたとばかりに、「実は 1 案は市民の皆さんがそうおっしゃっていただいたとおり、こういうことを考えて提出したものです。2 案目はこうです」と、そういう形での答弁の仕方になっているのです。そうしますと、本当に変な意味、予算すら、大凡の想定金額も事前に開示されていないと、例えばこれ 2 億、3 億という工事だと思いますが、これがもしも 10 億だ 20 億だという時に地域住民だけ知っていていいのか、四街道全体の中でここだけで 20 億も使っているのかみたいな考えは、地域住民の方はお分かりになれるかと思いますが、一般の市民では分かりません。

ですから、案を提示した以上は、案の根拠みたいなものを当然明示してもらいたいです。概算設計でも、ある程度図面ができれば、都市部の方はすぐに積算します。大きなものだったら自分は使わないけれども、こういう意見は述べたいということもできますので、概算積算、概算の予算ぐらいは出してもらいたいです。その他に、できれば、こういう案も最終段階では残ったけれども、こういう理由で取り上げなかったみたいなものが入っていれば、更により膨らんで都市計画案は考えられるかなと思いました。

(宮原委員)

分からないことがあったときに聞けるような、そのようなシステムを作っただけだとありがたいなと思います。例えば、今日出てきた提案、市民提案は 1 件だけでしたが、私そのとき、「何故 1 件だけなのだろうか。その 1 件が良いのか悪いのか、もっと多く出てもしかるべきではな

いか。」と、ふと思いました。その場合に千代田から提案が出ていますので、千代田の学区の説明会に何人集まったのかなと私自身はこう思ったわけです。そういう情報を聞けるような、気軽に聞けるような、それは尋ねていけば聞けるのでしょけれど、そのような・

(栗原委員)

総合窓口みたいなものがあるといいですね。

(宮原委員)

そうですね。どなたに聞けばいいかなということも分からないのですけども、「ちょっと聞きたいのですが、」というようなものができればいいなという感じがしております。

(委員長)

回答ではなくて、こういうパブリックコメントが出されたものに対して、見ただけでは分からないから、問い直せるようなシステムをという意見ですね。今回資料 2-2 でも 2-3 でも構いませんが、これを例にしてみても、特に 2-2 でいけば、図面 2 枚だけで出されたことに対して、詳細な工事費だとか、工法とか、その見積ですとか、できれば根拠を示すとかを問い直すシステムですね。

(三木委員)

2-2 ではなくて、2-3 を見ていて思ったのですが、おそらく案がついて資料がないなと思って見ていたのですけれども、2-3 も今回市民協働指針の一部ということですが、いきなり定義が出てきて、その下に参考資料というのが出てきていますが、そもそも何をしようとしているのか分からない資料なのです。その政策として、一部の意見を聞きたいということは分かりませんが、そもそも政策として何をしようとしているのか、どこをやっているのかというふうに資料を出さないと、実は、何に意見を出せばいいのかよく分からないと思います。その場では説明されるかもしれないけど、会場に参加していた人はなんとなく分かるかもしれませんが、この資料だけ公表されても、何をしようとしているのか分からないということになってしまうと思います。そもそも、案としては、この部分だけでも、何故この案が出てきているのか、資料の部分で案と資料を分けて案に対する説明資料というのをきっちり作るというふうにしていただかないと、おそらく意見として、本来行政が望むような形の意見が出にくくなってしまったりとか、逆にやったことがそんなにプラスに働かないことになってしまうと、それは本末転倒なので、その点は案と資料をきちんと分けて、資料のところでは背景とかも含めてきちっと出す、案のところは意見を聞きたいので、そのものは分かりやすく示していただく、分けて資料の作成をしていただく必要があるのかなというふうに思いました。

(委員長)

おっしゃるとおりです。私もあえて申し上げますと、パブリックコメントにしても意見交換会にしても大事なものは、意見交換でこういう意見がある、こういう質問がある、パブリックコメントにも意見が出てくるというときに、「それは、ここに書いてありますよ。」と言えるようになっていなければいけないのです。そのあと回答に書くのではなくて、回答は先に書いてあるパブリックコメントの素案であり資料なのです。だから 2-2 でいけば、何故この道路を作る必要があるのか、要らないということだってあり得ます。「必要があるのか、メリット、デメリットは」というものは先に出して、意見が出る前に、意見が出ないくらいにしておかなければならないのです。この場合だったら 1 案のほうが良いとか、本当は詳細に出してあげて且つ概要が分かってという

資料が良いと思います。

ただし、あえて言うと、どちらも、2案出ていることだとか、それから市民協働指針についても、まずは皆さんの意見を聴き、その後、もっと具体的にどうしていくか検討するための、早い段階での意見募集であり意見交換会なので、非常に意義があります。

したがって、どちらも、もう一度パブリックコメントを行わなければ駄目な案件だと思います。道路については、どちらかに決まる、または第3案が出てきたら、それについて意見募集をしなければいけません。そうでないと、その回答になっていません。それから、市民協働のほうは、この次に、もちろんパブリックコメントでも構いませんが、もう一度市民意見を聴く機会を設けなければならぬということをつけ加えさせていただきます。

その他、何かありますか。

(佐々木委員)

記入シートとこういう形での資料というのは、ワンパックで使うということですか。

(庄嶋)

想定としてはそうです。

(委員長)

要するに、これでは全然市民が意見を出せる状態ではないです。もう既にやったものはしょうがないですが、今後更に、より市民の立場で意見が出せるかつ概要が・・・。

(永澤委員)

内容の確認だけですが、この協働制度導入云々というのは12回やって全部で60人ですか。淋しかったです。

例えば、8月12日に西中でやった時点で、あと2、3回でやめようとか改めればよかったのです。大変なロスです。おそらく0もあったのではないですか。

(庄嶋)

最終回は0でした。

(永澤委員)

今のヨッピーみたいなものです。淋しすぎます。現実的ではないのです。12回もやったら他の仕事ができるでしょう。北と南と中とかの3回ぐらいで終わるとか。そんな12回もやってびっくりしました。委員会は60人で平均5人、説明者のほうが多いですね。

(庄嶋)

同数ぐらいです。

(委員長)

それが難しいのは、1人でも2人でも来られるから来ているわけです。もし、やめてしまえば行くつもりだった人が行けないことになります。それは効率性もあるかも知れないけれども、門戸を閉ざすことにもなるので、よくよく考えないといけません。大事なことは、参加者を増やすことです。参加できるような周知をすとか、参加したくなるような仕組みを作らなければいけないのであって、そこは、むしろ効率的にやる方法もあるでしょう。回数を絞って、来やすい場所で、平日の夜に駅前で実施すとか、いろいろな方法を考えればいいのだと思います。

(永澤委員)

あるいは、自治会の力を使ってサンプルをやって。

(宮原委員)

因みに8月29日の千代田公民館ホールでやったのは何人ぐらいでしたか。

(庄嶋)

4名です。

(宮原委員)

それで、意見も出てきたということですか。

(庄嶋)

意見は出ました。

(委員長)

それでは、今の部分については、事務局側の案を含めて皆さんの意見ということでした。前段の評価シートについては、次回、今日の皆さんの意見を踏まえた提案を事務局からいただいて、そこで審議をしたいと思います。

(三木委員)

チェックシートのところで考慮していただきたいのは、量的な評価と質的な評価が混ざりやすいところがあると思います。意見の取り扱いの適切さなどは、どのくらいの意見が反映されているかという数的な評価に寄りがちのところがあって、混ざりやすい部分でもあるので、質的な評価で何を期待しているのかということも明確に出して、もう少し考えてもらいたいと思います。

(委員長)

それでは、それも一緒に考えてください。議題については以上です。

(委員長)

その他については何かありますか。

(鵜澤課長)

報告事項として3点ほど、それから次回の委員会の大まかな日程といいたいでしょうか、そちらのほうのご相談が1件になります。

まず、資料No.3と4が報告になります。資料No.3につきましては、推進評価委員会でご審議いただいた実施予定一覧をホームページで公表した後、変更した部分を網掛けの形にして公表しているものです。先の委員会の際に、変更した箇所をどの時点で変更したのか分かるようにして公表するよというご指摘をいただいたということで、今現在の公表のスタイルは、当初の公表から変わった箇所に網掛けをして載せるということで、随時、更新しています。

実施方法が変わっているものは、当初は審議会等手続と位置付けていましたが、担当課に確認しましたところ、審議会等手続ではなくて、その他に分類することが正しかったということです。それから、実施時期がずれたもの、あるいは実施が終わったので済みになっているものがあります。それから、12番、13番、14番は、当初は入っていませんでしたが、地域防災計画は本年の3月の策定としようと思っていたのですが、どんどん時期が伸びてきてしまっている中で、ここまで引張ったのであれば、これはパブリックコメントをやっていただくことにしようという形で入ったものでございます。

それから、第2回目の市民提案を受け付ける期間及び場所ということで、資料No.4になりますが、第2回目の市民提案を12月10日から、年末年始をまたぎますが、1月10日までの1ヶ月間を予定しています。こちらは、市内部の本部会で決定いたしましたということで、報告というこ

とになります。

それからもう 1 点、直接市民参加推進評価委員会に関わるという意味ではありませんが、四街道市の市政におきまして、つい先日 25 日に住民投票条例が制定されたという事案が発生しましたので、その成立いたしました条例と条例に関わります案件を説明するために、市が事前に配った広報用の資料をセットでお渡ししています。市としての具体的な対応は、今どのようにやるかというのを最終的に詰めているタイミングですので、近日中に対応がどのようになるかというのが公表されると思いますが、まずはこういった動きがあるということを委員の皆様方にもご承知していただきたいという趣旨での情報提供になります。

それから、次回の市民評価推進評価委員会の大まかな日程になりますが、基本的には別紙 4 にございます第 2 回目の市民提案を受け付け、それに対して庁内で揉んだあと、また委員さんをお願いするという形になると思っております。来年の 2 月 24 日に市議会議員選挙が予定されているということと、3 月 10 日ぐらいが議会の招集日になるであろうというようなスケジュールを勘案いたしますと、2 月下旬から 3 月上旬というようなところで、次回の日程をお願いするようなことになろうかと考えております。年内のうちにできるだけ早めに、スケジュールのご連絡を差し上げたいと思いますが、大まかなスケジュールといたしましては、そのぐらいの時期にあるということでご承知おきいただきたいということでございます。

事務局からの報告、その他は以上でございます。

(委員長)

ありがとうございました。今の件で何か確認したい点とかはありますか。住民投票は直接請求ですか。

(鵜澤課長)

直接請求による住民投票条例の制定ということでございます。

(栗原委員)

過去に終わったことだと思いますが、このような市民参加でする以上、行政の内部は当然実績が出たという形で、議会で承認を得た上でここまでできたということは承知していますが、このような市民参加手法をとってきて、住民投票の結果はまだ出ておりませんが、その内容によっては、この会議の中で検討する余地があるとお考えなのでしょうか。

(鵜澤課長)

この内容について、この委員会に諮る部分が出てくるのかどうかというお話になりますと、地方自治法に基づく直接的な手続きという意味合いでは、この委員会で直接の案件として議論いただく場面は少ないのかなというか、スコープが違うのかなというふうには感じております。

ただし、私どもは、この委員会でご議論していただいている市民参加をやるための手順ですとか、そういったものの評価をいただくに際しましては、この案件についてやっているような市としての取り組みが果たしてどうなのかというような意味合いでのご検討をいただくには、十分に価値のあることかなと考えます。この案件に関しまして、市がやってきた市民参加の形ということでございますけれども、私どもが承知しているところだと、まずアンケート等に関しましては、この案件に関して概ね 4 回程度実施されていると承知しております。

まずは、土地区画整理事業を実施するに当たりまして、その土地区画整理事業をどのようにするべきかという計画を作る段階でのアンケートが一度、基本計画の見直し等に当たりまして、こ

のブロックをどのような位置付けにするのかという案件でのアンケートが平成8年、13年、18年とありますので、いわゆる市民意識調査としてのアンケートが3度、それから土地区画整理事業を実施する計画をまとめるに当たりまして、まちづくり協議会、まちづくり懇談会のような形で、地権者を中心とした市民の集まりの中での検討、それから関係機関、周辺の区長さんなどを集めての勉強会のような形で区画整理の提言をまとめ、それが、このパンフレットで最後のページが経過のページとなっておりますので、そちらをご確認いただくと聞き取りやすいかと思えます。

そのような経過を経て、平成12年8月ぐらいに土地区画整理事業の決定をしております。その土地区画整理事業の具体的な計画として、ふるさとの顔づくり計画書というものを作って、そのうちの第2回、建設予定地に地域交流施設などを位置付けるような形にしました。それから平成14年度になりますが、平成12年10月で市長が代わった後、区画整理自体は前市長の段階で決定した案件になりますが、現高橋市長は、交流施設の建設にワークショップ手法を取り入れる取り組みをしました。これは、全国の中でも比較的先進的な取り組みだったと理解しておりますが、まずは四街道市の南部公共施設と呼ばれております「わろうべの里」という施設で、ワークショップ手法で公共施設の中身を検討しました。

それを受けて、今度は、新しく建設する都市核北地区の公共施設整備も市民ワークショップでやろうということで、全7回のワークショップを開催いたしました。参加者は、スタッフ込みで、延べ350人、スタッフを除いての実市民数は、1人の方が3回出ようが4回出ようが1回と数えるやり方でいきますと、102名ではございますが、こういった形で内容を決めてきました。

それから、基本計画等を検討するに当たりまして、市民の皆様からも検討をいただくという意味合いで、まちづくり市民会議というものを市民の方に立ち上げていただいて、そちらの方からのご提言をいただきました。具体的には、その中で四街道中、セイコーの跡地の分科会を立ち上げて、市民からの提言として、「やはり、そのところに公共施設はこういうのが欲しいね。」というご提言をいただきました。このような経過です。それからワークショップをまとめた形での報告書。このワークショップをやる過程で、市政だよりの中に見開き4ページほどで、全世帯向けに「アンケートに回答してください。」という形でのアンケートを、更に1度入れています。

それから、平成16年度に基本設計予算の議決をいただき、明許繰越の議決もいただき、17年度には、基本設計予算の執行に当たって、市民説明会を市内の5会場で実施、それから市内の芸術団体、高等学校生徒等との意見交換会を実施というような経過を経ながら行いました。

これは、都市再生整備計画という一連の全体計画の中の1事業でございますので、その全体計画を17、18年度でまとめて、18年度末に都市再生整備計画という全体計画を国交省に採択いただきました。その上で、本年度、平成19年度は計画の初年度ということで、本年3月に予算を議会でご承認いただき、市として事務を進め、本年度のまちづくり交付金という国の交付金も受け、実施設計もこの10月で上がったというような段階でございますが、この時点で住民投票条例が制定されたというような形になっております。

この平成12年の区画整理から今回のまちづくり交付金決定までの間、市政だよりは月2回の発行でございますが、市としてはこの都市核北地区に関連したところだけで、20回以上の掲載をしているということ、ワークショップなどを実施しているところからすれば、決して他の団体等に比べて劣るような取り組みではなかったというふうに考えているところではございましたが、住民投票条例が賛成多数で制定されたという点からすれば、私どもの取り組みにまだ改善の余地が

あったのかなというようにところも含めて、再検討しなければいけない部分もあったのかなと思います。この部分については、私どもとしても難しい部分があるのかなというふうに考えております。ちょっと長い説明になりました。

(委員長)

よろしいでしょうか。それでは、長時間にわたってありがとうございました。

(三木委員)

議事録を手元にいただいておりますが、これは通常だと一応確認して確定ということになるのですが、これは案として今日持ち帰って、修正がある場合は事務局にお送りするという話ですか。

(委員長)

案が抜けていますね。

(事務局)

申し訳ございません。

(三木委員)

これはいつまでと期限を区切っていただかないと、なかなか見きれないと思います。次回までにということになれば。

(委員長)

最初は、1週間から10日でということをお願いします。

次回からは、その日でなく、まとまり次第すぐに流して、次の会のときには、これを皆さんが承知している状態になっているようにしてください。

今回は最初なので、10日でもいいですか。10日以内に事務局のほうへ、皆さん、回答してください。

(永澤委員)

この作成は、外部でやっているのですか。

(吉橋室長)

1回目は内部でやりましたが、今回からは外部にお願いするようになると思います。

(栗原委員)

発言の訂正といいますか、補足ですが、先程、私が、市民提案の発言の中で、原案を作る市民委員会の考え方として、市民提案というのは、このような形のもでなければならないという議論があったということだけをお伝えしてしまったのですが、当然それ以外にも市民委員会の中で、「沢山の、数多くの意見が上がっていくということが大事なのだ。」との意見も多く出ました。「何が大事かという、上がった意見は、今まで行政のほうでいつも知らん振りをされてしまって、なんら説明責任を負わない。市民のほうからいろいろな提案が上がったものを行政と話し合っていくことが一番大切であって、そのような中から市民参加が生まれてくる。」と、そのような考え方の意見も沢山ありましたので、先程の発言は、私のその当時の市民委員としての意見でありまして、その他の市民委員の皆さん方の中にはどのような提案でも数多く上げて、ただ上がるだけではなく、大事なことは行政のほうで明確な説明責任をもって、その内容を説明してもらうことであり、そして市民と行政とがもっと四街道市の施策について話し合える場を沢山確保してもらいたいという強い意思があったということです。そういうお考えの委員も市民委員の中に沢山お

られましたので、そのお考えの上でこれからの市民提案についてもお考えいただきたいと思えます。

(委員長)

分かりました。

それでは、これもちまして、第2回四街道市市民参加推進評価委員会を終了いたします。長時間ありがとうございました。

— 以上 —